

西脇市都市計画審議会の会議の記録

審議会等の名称	令和3年度第2回西脇市都市計画審議会
開催日時	令和4年1月25日（火） 午前10時00分～正午
開催場所	西脇市役所2階 委員会室
出席委員の氏名又は人数	高木 厚子 宮崎 隆 齋藤 太紀雄 藤原 秀樹 杉本 佳隆 高瀬 洋 坂部 武美 浅田 康子 藤原 廣司 今中 多津子 増岡 亮 多田 勝利 波戸岡 誠
欠席委員の氏名又は人数	なし
出席職員の職・氏名又は人数	市長 片山 象三 (幹事) 建設水道部長 田中 浩敬 (事務局) 都市計画課長 植木 敬介 都市計画課課長補佐 松原 正佳 都市計画課主任 橋本 将 都市計画課職員 藤原 真悠
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0人
議題又は協議事項	1 開会 2 市長あいさつ 3 会長あいさつ 4 委員紹介 5 審議事項 (1) 議案第1号 西脇市市街化調整区域土地利用計画の 改定について（付議第1号） (2) 議案第2号 特別指定区域の指定及び変更の申出 （鹿野地区及び西田地区）について（諮

	問第1号) 6 報告事項 新ごみ処理施設の整備について 7 その他 8 閉会
会議の記録（概要）	
発言者	
事務局	1 開会
市長	2 市長あいさつ ○市長退席
会長	3 会長あいさつ
事務局	4 委員紹介
事務局	○ 会議成立報告 事務局より、委員数13名中、本日の出席委員 数13名により、本日の会議が成立する旨を報告
議長	○ 議事録署名人選出 ・坂部委員、増岡委員の2名を本日の議事録署 名人に指名
議長	○ 会議の公開・非公開確認 議事運営規則第7条第2項の規定により、同 条第1項への該当の有無について協議し、非公 開内容は無いことが審議会において確認され、 本日の会議は公開することが決定された。
事務局	○ 傍聴定員の決定 事務局より、本日の傍聴希望者はいない旨を 報告
事務局	5 審議事項 (1) 議案第1号

	<p>西脇市市街化調整区域土地利用計画の改定について（付議第1号）</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 資料1-1及び1-2に基づき、事務局より内容説明
議長	<ul style="list-style-type: none"> 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 今回の西脇市市街化調整区域土地利用計画の改定で、既存の土地利用区分から特定区域に変更する旨の説明を受けた。この変更は、無秩序な市街化の抑制を原則に、必要な開発の誘導を図る土地利用の基本方針に反していないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 特定区域の変更では、守るべき農地や森林は守り、利活用が見込まれる未利用地や幹線道路沿いを中心に変更を行うため土地利用の基本方針に反していないと考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 既存の土地利用区分から集落区域へ変更し、住宅地を形成することも考えられるのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 本市では平成30年度に立地適正化計画を策定し、コンパクトなまちづくりを進めている。この計画では市街化区域に居住誘導区域を定め、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、ゆるやかな居住の誘導を図っている。 市街化調整区域については、中心部との間を公共交通によってつなぐコンパクト・プラス・ネットワークによって地域活力の維持を図る。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 特別指定区域の指定を受けた場合、建築できる用途は法令に基づいて制限されているのか。地元が意図しない建築物が、何でも建つようなことは望ましくない。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> 指定メニューによって建築できる用途は、建築基準法等の法令によって定められており、何でも建つわけではない。また、地元の合意を得ながら特別指定区域の指定メニューを活用している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 本日の審議事項は、審議事項 1 及び 2 の説明を通しで受けた上で、決議を行うことが望ましい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 審議事項 1 及び 2 の通し説明を行うに当たり、議長に意見を求める。
議長	<ul style="list-style-type: none"> そのように進めて支障ない。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 承知した。
	<p>(2) 議案第 2 号 特別指定区域の指定及び変更の申出（鹿野地区及び西田地区）について（諮問第 1 号）</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 資料 2 に基づき、事務局より内容説明
議長	<ul style="list-style-type: none"> 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 西脇市市街化調整区域土地利用計画の地区ごとの課題で、芳田地区では地域資源を生かした観光交流の促進を図ることが課題とあったが、その出口はどのように整理されているか。 課題に対する出口を整理しておく必要がある。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の基本方針や活用方針等で整理し、今回の見直しにおいて反映している。 課題に対する出口の整理は、今後留意して説明資料の作成に当たる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 鹿野地区における特別指定区域の指定箇所は、

事務局	<p>前面道路が狭く、見通しも悪いと聞く。交通量が増えると危険ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は宅地や塀が解体され、透視性の高いフェンスが設置されたことで見通しが良くなった。開発が行われるに当たっては、現在の視距を確保できるよう指導を行っていく。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題に対する出口の整理という点で質問するが、今回特定区域に変更される箇所は全て前面道路の整備などは必要がないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には幹線道路沿いに指定しているため、整備は必要ないと判断している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料2の10ページに市街化調整区域のまちづくりの説明があったが、今回の特別指定区域指定の主体はまちづくり協議会又は市のどちらか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回は、西脇市市街化調整区域土地利用計画の見直しに合わせて行うものであることから市主体である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市としては個別案件に対応して特別指定区域の指定を行っていくのか。今後、そのような事例を作ってよいものか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には個別案件での対応ではなく、まちづくり協議会や地元自治会からの申出により、地区の課題解決を図るために特別指定区域の指定を行っている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の活用が難しいと認識しているが、活用できる農地と活用できない農地の境目とは何か。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定区域への変更及び特別指定区域の指定によって、農振除外や農地転用ができるようになるということはない。農地転用の見込みがある農地で

委員	<p>あれば、農地転用後に特別指定区域の指定等により活用ができる流れとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 富吉南地区のみどり園周辺は特定区域に変更されるようだが、その西側にある日野ヶ丘団地まで含めて広げることはできないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日野ヶ丘団地は、住居系の日野ヶ丘団地地区地区計画を決定しており、現在も住居系の利用がなされていることから特定区域に変更することは時期尚早と考える。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第1号について、原案のとおり賛成委員の挙手を求める。 <p>○ 委員全員の挙手により、原案通り可決された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第2号について、原案のとおり賛成委員の挙手を求める。 <p>○ 委員全員の挙手により、原案通りで支障ないと認められた。</p>
事務局	<p>6 報告事項 新ごみ処理施設の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スライド資料に基づき、事務局より内容説明
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設予定地の選定にある「周辺の土地利用状況」は、学校、病院、住宅群などから300m以上の距離があるという条件であるが、現在廃止された基準であるならば削除してはどうか。 ・ 300m以上の距離でなければ建設してはいけないというように捉えてしまう。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来から地元への説明においても含んだ形で説明を行ってきた経緯があるため削除はできない。 ・ 旧建設省時代の基準であるが参考とした。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理施設は迷惑施設ではなく、どこかの都市ではまちの中心にも建築されているという参考資料を以前に見たことがある。あえて「周辺の土地利用状況」の一文を残す必要があるのかと思った次第である。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見として参考にしてもらいたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、都市計画審議会で審議があると説明を受けたが、西脇多可行政事務組合議会と都市計画審議会との関係について尋ねる。土地利用は都市計画審議会で、各論は西脇多可行政事務組合議会で説明があるものと漠然と理解しているが説明を願う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新ごみ処理施設を建設するためには都市計画の観点から都市計画審議会都市計画決定が必要である。計画内容については、西脇多可行政事務組合議会説明を行っていく。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新ごみ処理施設の処理能力は、既存施設よりも向上するのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新ごみ処理施設では、現状において考えられる先々の人口減少推計やごみの現況を踏まえて処理規模を設けている。例えば、ダイオキシンの排出基準は従来よりも厳しく規制されており、それらに対応した設備となっている。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐用年数は30～40年か。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的には20～25年だが、途中の段階で大規模改修を行うことにより技術的には長寿命化は可能

議長	<p>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みどり園は平成8年から供用開始しており、新ごみ処理施設は完成予定まであと4年である。新ごみ処理施設の整備に向けて、これからパブリックコメント等の事務手続きが行われていくが、慎重に審議して進めていただきたい。
事務局	<p>7 その他</p> <p>○ 特になし</p>
建設水道部長	<p>8 閉会</p> <p>建設水道部長より閉会のあいさつ</p>